

障害児通所支援事業

申請手続きのてびき

令和8年5月

神戸市福祉局監査指導課

この資料は、令和8年5月時点の制度等に基づき作成したものです。

最新情報は市ホームページ等でご確認ください。

◆指定申請の手続き

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijishien.html>

I	概要	
1.	はじめに	1
2.	児童福祉法の改正に伴う障害児支援の体系	2
3.	指定の要件	
(1)	事業者・施設の設置者の責務	2
(2)	指定基準	3
(3)	障害児通所支援に係る根拠法令等	3
(4)	定款の事業名の記載	3
4.	他法令の遵守	
(1)	建築基準法に適合していることの確認	4
(2)	消防法に適合していることの確認	4
(3)	浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認	4
(4)	駐車場の確保	4
(5)	市街化調整区域での開設	4
(6)	労働・社会保険法令の遵守	4
(7)	送迎車両の安全装置設置	5
5.	障害福祉サービス等情報公表制度	
(1)	制度概要	5
(2)	報告の方法	5
(3)	報告の期限	6
6.	自己評価結果等の公表	6
7.	プログラムの公表	6
8.	業務執行体制の整備	6
II	指定申請・届出の流れ	
1.	各種申請・届出の提出期限	7
2.	指定のスケジュール	
(1)	指定通知までの流れ	8
(2)	事前相談資料の提出	8
(3)	指定申請書類の提出、申請内容の審査	8
(4)	指定	9
(5)	指定月以降	9
III	指定基準等に関する考え方	
1.	用語の定義	10
2.	障害児通所支援事業の形態	
(1)	従たる事業所	12
(2)	多機能型事業所	13
(3)	同一法人が複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い	14
(4)	単位	14
3.	人員基準における管理者及び従業者	
(1)	管理者	16
(2)	児童発達支援管理責任者	16
(3)	児童指導員	21
(4)	機能訓練担当職員	22
(5)	看護職員	22
4.	サービス別の基準	
(1)	児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス	23
(2)	児童発達支援センター	25

(3) 居宅訪問型児童発達支援.....	26
(4) 保育所等訪問支援.....	26
(5) 基準該当事業所.....	27
(6) 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス.....	27
IV その他留意事項	
1. 利用定員の遵守.....	28
2. 報酬算定	
(1) 児童指導員等加配加算.....	28
(2) 専門的支援体制加算.....	31
(3) 専門的支援実施加算.....	31
(4) 欠席時対応加算.....	31
(5) 開所時間減算.....	32
(6) 延長支援加算.....	32
(7) 定員超過利用減算.....	34
(8) サービス提供職員欠如減算.....	34
(9) 児童発達支援管理責任者欠如減算.....	34
(10) 個別支援計画未作成減算.....	35
V 関連ホームページのご案内.....	36

【改訂事項】

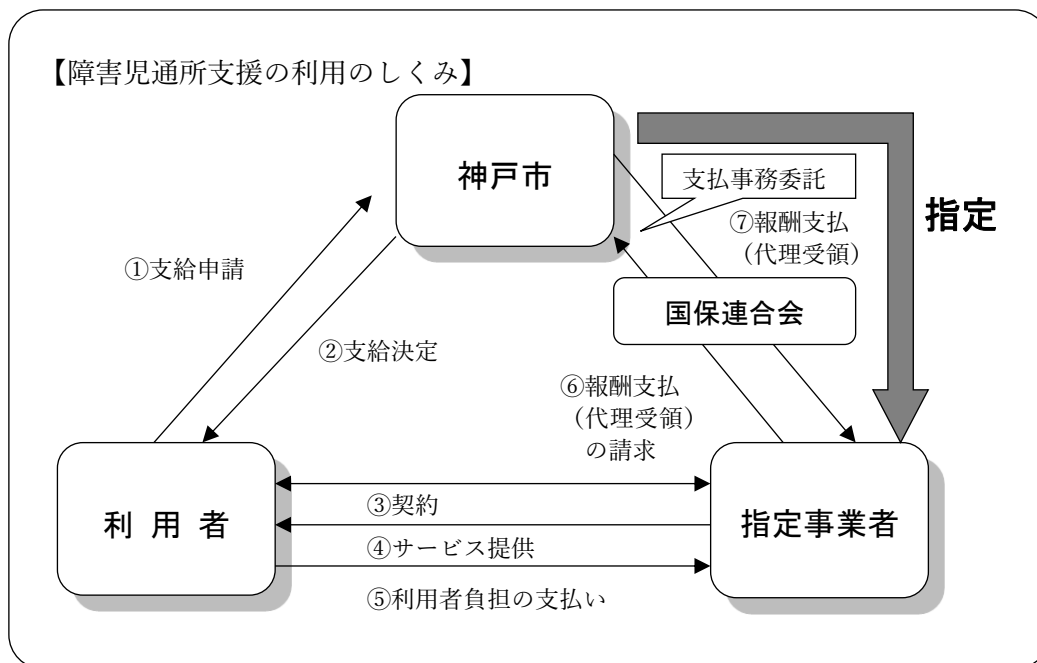
版	内容	関係頁
令和8年5月	必要書類から「防火対象物使用開始（変更）届出書（写し）」を削除	p. 4
	必要書類から「駐車場の契約書の写し、地図、写真」を削除	p. 4
	「指定通知までの流れ」を追加	p. 8
	児童指導員等加配加算算定可否に係る【例1】の可否をすべて○に修正	p. 29

I 概要

1. はじめに

児童福祉法に基づく障害児支援を実施する事業者は、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

このたびきは、指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。



【障がい児通所支援の種類と内容】 ⇒ 第二種社会福祉事業 [社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号に規定]

種類 (児童福祉法)		事業の概要
障害児通所支援	児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター以外のも (センター第 43 条、センター以外第 6 条の 2 の 2 第 2 項)	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児に対して適切かつ効果的な支援を行い、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるもの)を行う。
	放課後等デイサービス (第 6 条の 2 の 2 第 3 項)	学校又は専修学校等に通学中の障がい児(専修学校等の場合は市町村長が認める者に限る。)に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援 (第 6 条の 2 の 2 第 4 項)	重度の障がいの状態などの障がい児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援 (第 6 条の 2 の 2 第 5 項)	保育所等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行う。

2. 児童福祉法の改正に伴う障害児支援の体系（平成 24 年 4 月～）

障害種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化

●平成 23 年度まで

《障害者自立支援法》

児童デイサービス

《児童福祉法》

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設

重症心身障害児（者）通園事業

●平成 24 年 4 月～

《児童福祉法》

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

平成 30 年 4 月～

- ・居宅訪問型児童発達支援

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児相談支援

（注）**障害児相談支援事業**に関する指定申請手続きについては、別掲の「障害福祉サービス事業等申請手続きのてびき」をご覧ください。

3. 指定の要件

障害児通所支援事業の指定を受けるためには、児童福祉法及び神戸市の条例等の規定に基づき、以下の要件のいずれも満たしている必要があります。

- 法人格を有すること（児童福祉法施行規則第 18 条の 34）
- 下記指定基準を満たすこと

指定は、「支援の種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

（1）事業者・施設の設置者の責務（児童福祉法第 21 条の 5 の 18）

① 障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常

に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めること。

② 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めること。

③ 障害児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行すること。

(2) 指定基準（児童福祉法第21条の5の19）

人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）

設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）

運営基準（支援の提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

(3) 障害児通所支援に係る根拠法令等

基 準	府 令 ・ 告 示
指定基準 （基準省令）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成24年厚生労働省令第15号）
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※児童発達支援センターのみ
報酬算定基準 （報酬告示）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
ガイドライン 等	・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年4月1日障発0401第2号） ・児童発達支援ガイドラインについて（平成29年7月24日障発0724第1号） ・保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（平成29年3月）
Q&A	障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A （独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」参照）
主管課長会議 資料	障害保健福祉関係主管課長会議資料 （独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」参照）

神戸市では暴力団員の排除等に関する独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。

(4) 定款の事業名の記載

法人の定款の目的の中に事業を行うための適切な文言の記載が必要です。必ずしもこの文言に限定するものではありません。社会福祉法人や医療法人などの場合は、法人所管庁の指導に基づいた記載を行ってください。

指定を受ける事業	記 載 例
児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
障害児相談支援	障害児相談支援事業

4. 他法令の遵守

障害福祉サービス事業等を行うにあたり、法及びその他関係法令を遵守することが必要です。指定申請時に提出いただく「参考様式 20 事業計画書」に記載した「土地・建物に関する確認事項の報告」箇所を参考に、各種法令の確認及び必要な手続きを行なってください。指定申請時だけでなく、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも確認が必要です。

(1) 建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件は、建築基準法上の要件を満たす必要があります。事業所を新築される場合は建築確認申請が必要ですが、既存の建物などを利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が 200 m²を超える場合は「用途変更」の申請が必要になります。建築確認申請が不要な場合でも、建築基準法の規定（建築物の構造、防火上主要な間仕切壁、階段2方向避難、非常用照明、採光、換気、排煙等）に適合していることが必要です。建物の適法性のチェックには専門知識が必要です。専門家である建築士に建物の適法性の確認を依頼してください。

(2) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

指定申請書の提出までには消防署に届け出て、消防署による適合確認を完了してください。届出の時期によっては消防署の受付・検査までに時間を要する場合がありますので、早めに手続きしてください。（手続きが遅れると希望日に指定できない場合があります。）

(3) 浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

水防法と土砂災害防災法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。神戸市のホームページで「土砂災害・水害ハザードマップ」を確認してください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/index.html

(4) 駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、駐車場（敷地内もしくは近隣の貸駐車場）を確保してください。路上駐車は近隣住民に迷惑となり、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

(5) 市街化調整区域での開設

神戸市では、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止するため、農村地域や六甲山系を中心に市街化調整区域を定めています。市街化調整区域では建築物の建築や用途の変更等が制限され、都市計画法に基づく手続きが必要です。市街化調整区域で開設をされる場合は、申請手続きを行う前に開発許可を受けてください。

(6) 労働・社会保険法令の遵守

事業所の従業者を雇用し労働させる際、労働関係法令を遵守する必要があります。従業者を雇用した場合、年金事務所、労働基準監督署、ハローワーク等への届出・手続きが必要です。

○労働関係法令の主な遵守事項

- ・ 使用者は原則として1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはならない
- ・ 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければならない
- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）は、法人の事業所が、また労働保険（労働保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主が加入しなければならない。

(7) 送迎車両の安全装置設置

送迎を行う場合、送迎に使う車両が3列以上の車両の場合（一部義務づけの例外あり）には、ブザー等により子供の置き去り防止のための装置を設置しなければなりません。送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）に適合した製品（[こども家庭庁の安全装置リスト](#)に掲載されたもの）を、必ず設置してください。

5. 障害福祉サービス等情報公表制度

(1) 制度概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行。

(2) 報告の方法

- ・ 新規指定日より2週間以内に、下記内容をメール本文に記入して送付
- ・ 市でメールに記載された情報をもとに、情報公表システム上で基本情報を作成
- ・ 登録された法人のメールアドレスに、WAMNETからログイン情報（ID・パスワード）を送信
- ・ 新規指定日から1か月以内に、システムにログインし、事業所詳細情報を入力
- ・ 市が申請内容を確認して承認した後、報告内容が公表
- ・ 登録した内容に変更があった場合は、その都度ログインして情報を編集・申請

メール宛先	shogai_shitei@city.kobe.lg.jp
件名	情報公表
メール本文	<ul style="list-style-type: none">・ 法人番号(マイナンバー制度の法人番号)・ 法人名称及びよみがな・ 法人の所在地及び郵便番号（ハイフンなし）・ 法人代表者名及び職名・ 法人の電話番号とFAX番号（ハイフンあり）・ 法人のメールアドレス ※一法人につき、一つ。情報公表システムの通知が届きます。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人の設立年月日(西暦)・ 事業所番号・ サービス種類・ 事業所名称とよみがな・ 事業所の所在地及び郵便番号（ハイフンなし）・ 事業所の電話番号とFAX番号（ハイフンあり）・ 事業所の管理者の氏名・ 情報公表システムの担当者の氏名、電話番号

(3) 報告の期限

①当該年度の4月1日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者
当該年度の7月31日までに報告

②当該年度の4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者
指定を受けた日から1か月以内

※ 令和・年・月から、情報公表システム上、未報告となっている事業所について、所定単位数の・%の「情報公表未報告減算」が適用されます。

6. 自己評価結果等の公表（基準省令第26条第1項第7号）

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所は、サービスの質の向上を図るために、ガイドラインに沿った評価項目について、従業員の評価を受けた上で自己評価を行うとともに、利用者の保護者からの評価を受けて、その改善を行ってください。

概ね1年に1回以上、その評価及び改善内容を保護者に示すとともに、インターネット等により公表してください。公表が未実施の場合、所定単位数の15%の「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。

7. プログラムの公表（基準省令第26の2）

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業所ごとに5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを作成し、インターネットの利用その他の方法により公表をしてください。

令和7年4月1日から、支援プログラムの作成・公表が未実施の場合、所定単位数の15%の「支援プログラム未公表減算」が適用されます。

8. 業務管理体制の整備（法第21条の5の26）

平成24年4月1日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の指定を受けている事業所を運営する事業者は、事業運営の適正化を図るための体制整備とその届出が義務付けられています。

必要な業務管理体制の整備の内容と届出事項

指定事業所の数 (※1)	業務管理体制整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	定期的な監査の実施
19以下	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

- 初めて障害児通所支援事業所を開設する場合等には、業務管理体制の整備に基づく法令遵守責任者の届出等が必要になります。
- 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文（サービス）ごとに行う必要があります。同一法人であっても、該当する種類が複数にわたる場合は、該当する種類ごとに届出が必要ですので、ご注意ください。
- 代表者、法令遵守責任者、法人所在地等に変更があった場合には、遅滞なく変更の届出が必要です。

区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
事業所等のすべてが神戸市内に所在する事業者	神戸市福祉局監査指導課
上記以外の事業者	兵庫県

II 指定申請・届出の流れ

1. 各種申請・届出の提出期限

種類	申請・届出について	申請・届出期限
新規指定	指定を希望するサービス毎に新規指定の申請が必要です。	<p>●指定申請期限 指定希望月の2か月前の10日前後 (土曜・日曜、祝日、年末年始を除く30日前) 例：指定希望日が5月1日の場合→3月10日 ※指定申請書類の提出前に、「事前相談資料」の提出が必須です。</p> <p>●「事前相談資料」の提出期限 指定申請期限の土曜・日曜、祝日、年末年始を除く30日前 ※3月、4月は申請件数が多いため、事前相談資料の提出期限が早まります。(提出期限は、ホームページに掲載) ※運営法人が変更になる場合(吸収合併等含む)は、「変更」ではなく既存事業所を「廃止」したうえで「新規指定」を受けていただく必要があります。</p>
変更申請	定員の増員 をする場合 ※定員の減少は、変更届で可	同上(「指定希望」を「変更予定」と読み替える)
変更届	指定を受けた事業者において、体制等に変更があった場合、指定権者に届出が必要です。	変更があった日から10日以内(事前受付は不可)
体制届 (加算・減算)		前月15日まで(閉庁日の場合は直前の開庁日) ⇒翌月1日から算定 ※加算を新たに算定する場合と異なり、 減算要件に該当することになった(加算要件に該当しなくなった)場合は、その日から減算(加算不可) となるため、速やかに届出を提出すること
休止・廃止届		廃止・休止予定日の1か月前 ※事前に契約者の引継を完了すること
再開届		再開月の1か月前までに市と事前協議のうえ、再開の日から10日以内 (加算を取得する場合は加算届の期限までに事前に加算届の提出が必要)

2. 指定のスケジュール

(1) 指定通知までの流れ

段階	時期	内容
①申請準備	事前相談まで	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準及び他法の確認 ・法人設立、定款作成 ・事業所及び従業員の確保
②事前相談	指定予定日の3か月前の10日前後まで (提出期限は市ホームページに掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談資料の提出 ・書類の確認・補正(必要に応じ複数回) ☆ 確認後、問題なければ本申請へ。 ☆ 本申請期限までに不備を解消できない場合は指定希望日を延期いただきます。
③申請書提出 (本申請)	指定予定日の2か月前の10日前後まで (提出期限は市ホームページに掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書類一式の受付 ☆ 事前相談を経ていない場合、書類に不備がある場合は受付できません。
④書類審査	指定予定日の前月	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の審査・補正(必要に応じ複数回) ☆ 指定希望日の前月10日までにすべての提出書類の補正解消が必要です。
⑤指定通知	指定予定日の5開庁日前までに発送	☆ 申請書類の不備により補正に時間を要した場合はこの限りではありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・市公報により公示

(2) 事前相談資料の提出

- ・標準処理期間(30開庁日)内での円滑な審査のため、全ての指定申請で事前相談資料の提出が必要です。提出期限は指定希望月の3か月前の10日前後(市ホームページに掲載)です。
- ・提出にあたって来庁は不要ですが、来庁して相談することもできます。その場合は、資料提出時に面談を希望する旨の連絡文を添えてください。資料受理日から2週間後以降の日程で担当者が面談日を調整します。
- ・必要に応じて、法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等(以下「法人の代表者等」という。)に来庁を求め、面談を行うことがあります。申請理由、法の責務・基準の理解、設備・人員の状況、資産状況、事業の収支見通し、利用者ニーズ、支援内容等について確認します。
- ・面談には申請代理人の同席が可能です。ただし、本来法人の代表者等が答えるべき質問に申請代理人が代わり回答するなど、面談に支障が生じた場合には退席を求めることがあります。
- ・事前相談資料は返却しません。

◆提出先：〒650-8570(住所不要)神戸市福祉局監査指導課指定担当あて

(3) 指定申請書類の提出、申請内容の審査

- ・事前相談で指摘のあった箇所を修正した申請書類一式を、指定希望月の2か月前の10日後(市ホームページに掲載)までに提出してください。
- ・指定申請書類の提出時点で、必要な人員が確保できており、また、基準に適合した建物設

備等が確保されていなければなりません。虐待防止研修、建築基準法及び消防法上の適合確認や届出、必要な許認可等の手続きについても完了しておいてください。

- ・ 指定申請書類の補正は、誤記などの形式的な修正のみを想定して提出期限を定めています。下記のような場合には指定予定日を延期していただきますのでご注意ください。
 - 事前相談で指摘した内容が修正されていない場合
 - 多数の記入漏れ、書類の不足や不備があった場合
- ・ 指定申請書類と事前相談資料の内容（例：人員体制、事業所の場所）が大幅に変更になる場合は、事前相談資料の提出からやり直していただきます。
- ・ 指定希望日の前月の 10 日までに、すべての提出書類の補正解消が必要です。申請書の提出期限までに書類を提出していても、補正の進捗によっては希望日に指定が受けられない場合があります。
- ・ この段階でも、必要に応じて法人の代表者等と面談を行います。

(4) 指定

① 指定月

- ・ 毎月 1 回・1 日付
- ・ 市公報により公示
- ・ 指定日以降は、利用者の有無にかかわらず、基準どおりの人員等を配置・勤務させる必要があります。利用者の受け入れが無くとも、指定基準を満たす人員を配置し、賃金を支払う必要があります。事業が軌道に乗るまでの従業者の教育計画、給付費による収入が安定するまでの人件費等を準備しておく必要があります。

② 指定通知書

- ・ 事業所番号が記載された指定通知書は、5 開庁日前までに事業所所在地宛に発送します。ただし、申請書類の不備により補正に時間を要した場合はこの限りではありません。

③ 指定の期間

- ・ 指定日から 6 年間です。有効期間が終了するまでに更新の手続きを行ってください。

(5) 指定月以降

① 請求にかかる手続き

- ・ 介護給付費の請求は、神戸市から支払事務の委託を受けた兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対し、インターネットにより行っていただきます。事業所指定を受けた後、国保連から、インターネット請求において必要な「テスト ID」、「仮パスワード」を記載した通知、「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及び「操作マニュアル」が郵送で届きますので、国保連に対し手続きを行って下さい。
- ・ 請求情報を送信いただいた後、国保連にて「仮審査」が行われます。仮審査は、その時点の台帳情報（受給者台帳情報・事業所台帳情報）と請求情報を突合し、エラーがないかチェックを行うものです。毎月 7 日頃の予定ですので、早め（6 日頃めど）に請求情報を送信し、システム上でエラーがないか確認してください。毎月のスケジュールは、電子請求受付システム上の「お知らせ」でご確認下さい。給付費の支払いは、請求を行った月の翌月 15 日（その日が土曜日の場合は前日、日曜日・祝日の場合は翌平日）です。
- ・ インターネット請求にかかる準備や各種手続、入力方法などのご質問は、国保連にお問い合わせ下さい。

兵庫県国民健康保険団体連合会（受付時間 平日 8:45～17:30）

②障害福祉サービス等情報公表制度にかかる手続き

情報公表システム（WAMNET）の登録手続きを行ってください。

③運営指導

人員基準・設備基準・運営基準・介護給付費等報酬・運営状況

Ⅲ 指定基準等に関する考え方

1. 用語の定義

用 語	定 義
常勤	<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>

用 語	定 義
常勤換算方法	<p>指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算にあたり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>【参考：1週間の常勤換算の計算例】</p> <p>「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週40時間の事業所に、週20時間勤務の保育士が3人いる場合（20時間+20時間+20時間）÷40時間＝保育士1.5（常勤換算）</p> <p>（平成20年1月31日国Q&A（指定基準・報酬関係）問6）</p> <p><u>非常勤職員が病欠や年休（有給休暇等）・休職等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。</u></p> <p><u>常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したのとして常勤換算に含めることができる。</u></p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p>
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

【常勤・非常勤、専従・兼務の考え方】

用語の定義と 4つの勤務形態の例	専従 (専ら従事する・専ら提供に当たる)	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと
常勤	① 常勤かつ専従 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	② 常勤かつ兼務 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	③ 非常勤かつ専従 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④ 非常勤かつ兼務 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

事業所における通常の勤務時間が1日あたり8時間(週40時間)と定められている場合

2. 障害児通所支援事業の形態

(1) 従たる事業所

児童発達支援事業者(法第43条に規定される児童発達支援センターであるものを除く)及び放課後等デイサービス事業者については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、以下の要件を満たすものについては、1つの事業所として指定します。

この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

【1つの指定事業所とする要件】

①人員及び設備に関する要件

- (ア) 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されており、「主たる事業所」及び「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ1人以上
- (イ) 従たる事業所の利用定員が5人以上であること
- (ウ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

②運営に関する要件

- (ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- (イ) 事業所間で相互支援の体制があること
- (ウ) 苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること
- (エ) 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- (オ) 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- (カ) 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員管理が一元的であること
- (キ) 会計管理が一元化されていること

(2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

二つ以上の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型となります。多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うため、新規事業の追加は指定申請が必要です。

① 「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

② 「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

児童福祉法に基づくサービスのみを2以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員の員数に関する特例（基準省令第80条）
・児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援事業に必要な従業員の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能
設備に関する特例（基準省令第81条）
・サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能
利用定員に関する特例（基準省令第82条）
・全ての指定通所支援事業を通じて10人以上で可 ・主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、全事業を通じて5人以上で可

③報酬について（留意事項通知第二 1通則（4）定員規模別単価の取扱いについて）

○報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定します。

例1：児発（定員10名）・放デイ（定員10名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）
全体の定員が20名の場合で、児童発達支援管理責任者が兼務しているとき
⇒ 請求上の定員区分：（児発）11人～20人 （放デイ）11人～20人

○ただし、多機能型事業所等のうち、上記①従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所（※）においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模により算定されます。

例2：児発（定員10名）・放デイ（定員10名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）
全体の定員が20名での場合で、児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれの事業に専従している場合
⇒ 請求上の定員区分：（児発）10人以下 （放デイ）10人以下

※特例によらない多機能型事業所とは？

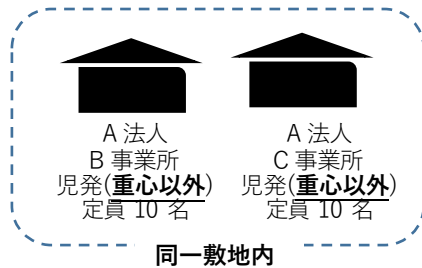
管理者を除く従業者を、児発・放デイにそれぞれ専従で配置（児発管×2名・最低人員基準2名以上×2名（合計4名以上）し、発達支援室を専用で整備（訓練室×2つ）

○サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

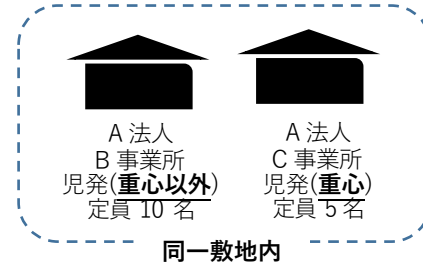
例3：生活介護（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20人の場合でサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者を勤務している場合
⇒ 請求上の定員区分：（生活介護）20人以下 （放デイ）11人～20人

(3) 同一法人が複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い

同一敷地内（指定通所支援事業所と隣接する敷地にある建物や、道路等を挟んで設置している建物も含む。）において、同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取扱います。



事業所（一の事業所）として指定
報酬算定上の定員区分：11～20 人



事業所（一の事業所）として指定
重心と重心以外の場合、
必要としている職員（管理者を除く）
をそれぞれ配置している場合、それぞ
れの規模に応じて報酬算定可
報酬算定上の定員区分：
重心以外⇒10 人以下
重心 ⇒5 人以下

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合で、以下の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱います。

【一の多機能型事業所とする要件】

①人員及び設備に関する要件

- ア) それぞれ利用定員が 5 人以上であること
- イ) 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

②運営に関する要件

- ア) 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること
- イ) 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時事業所間で相互支援が行える体制にあること
- ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- エ) 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること

(4) 単位

同時に、一体的に提供する支援を「1 単位」といいます。

- (例 1) 同一日に時間を分けて、2つの単位を設け、別の障害児に対してサービスを提供
10 時～12 時 利用 10 人 (単位①) 13 時～16 時 利用 10 人 (単位②)
⇒単位①と単位②に配置する「児童指導員又は保育士」は同じ 2 人の職員で可

(例2) 同一日の同一時間帯に2つの単位を設ける場合

10時～12時 利用10人(単位①) 10時～12時 利用10人(単位②)

⇒単位①と単位②それぞれに2人ずつ、合計4人の「児童指導員又は保育士」を配置する必要あり

※どちらの場合も報酬算定上の定員区分は、11人～20人

3. 人員基準における管理者及び従業者

(1) 管理者（基準省令第7条、第36条）

責務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

(2) 児童発達支援管理責任者（基準省令第5条、第27条、第28条）

業務 責務	①個別支援計画の作成に関すること。 ・障害児について適切な方法によりアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。作成した個別支援計画を保護者に説明、保護者及び相談支援専門員に交付。 ・個別支援計画の実施状況を把握（モニタリング）、6月に1回以上見直し実施。 ②障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
その他	・児童発達支援管理責任者が不在となった場合、やむを得ない事由による場合を除き、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算が適用 ・やむを得ない事由については、急死、事故、急病等など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合を想定 ・配置前に、神戸市への申出（みなし配置の申立）が必要で、申立内容に基づき、審査を実施。神戸市がやむを得ない事情があると認めた場合で、要件を満たした場合には、児童発達支援管理責任者とみなして配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件



※研修の受講要件

- ・基礎研修: 配置のための実務経験を満たす予定の日の2年以内前から受講が可能
- ・実践研修: 基礎研修(A及びB)の研修修了後、実践研修の受講開始日前5年間に6ヶ月以上又は2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①現にサービス管理責任者等として従事している又は②更新研修の受講開始日前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある

児童発達支援管理責任者の要件について

○児童発達支援管理責任者として配置するためには、「実務経験要件」及び「研修修了要件」の両方を満たす必要があります。(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)

実務経験要件 (次頁参照)

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務の実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
- ② 直接支援業務の期間が通算して8年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
- ③ 相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の業務期間が通算して5年以上であること

研修修了要件

サービス管理責任者等**基礎研修 (講義・演習)**修了後、実践研修前5年のうち通算**2年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等**実践研修 (講義・演習)**を修了していること**

(実践研修修了後5年毎に受講が必要)。

(経過措置1) 平成18～30年度に、①相談支援従事者初任者研修及び②児童発達支援責任者研修又はサービス管理責任者研修のいずれかの分野を受講している方は、令和5年度末までは、研修修了要件を満たしているものとみなす

(経過措置2) 平成31年度～令和3年度の基礎研修修了者は、実務経験要件を満たしている場合は、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす

(注1) 既に児童発達管理責任者を1名配置している場合は、基礎研修を修了した方を2人目の児童発達管理責任者として配置可能(実践研修受講前でも個別支援計画の原案を作成可)

(注2) やむを得ない事情(事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る)により児童発達支援管理責任者が欠如した事業所において、下記要件を満たした場合には、児童発達支援管理責任者とみなして配置可

【要件】

- ① みなし配置者が実務経験要件を満たしている
 - ② 法人内に児童発達支援管理責任者の有資格者がいない
 - ③ 児童発達支援管理責任者が欠如した時点で、基礎研修+相談支援従事者初任者研修を修了済
 - ④ 児童発達支援管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されている
- ⇒①②を満たしている場合、研修未修了でも、欠如した日から1年間みなし配置可
- ⇒①～④を全て満たしている場合、欠如した日から2年間みなし配置可

(注3) 下記の要件を満たせば、実践研修までのOJT期間を例外的に「6か月」に短縮可

【要件】

- ① 基礎研修の受講時に実務経験要件を満たしている
- ② 児童発達管理責任者が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。(少なくとも概ね計10回以上実施)
- ③ 要件②に従事することについて、OJT開始後10日以内に神戸市へ届出を行っていること

(注4) 基礎研修の受講証は相談支援初任者研修の受講証と2通に分かれており両方の提出が必要

(注5) 平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことがある者は、新制度の相談支援従事者初任者研修(1日程度)を平成24年3月31日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなす

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験要件について（平成24年厚生労働省告示第230号）
以下のいずれかの経験年数があり、かつ、下線を通算した期間を除外して実務経験が3年以上の者

区分	要件に該当する業務内容	実務経験年数		
		国家資格※1	有資格※2	左記以外
相談支援業務	(1) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者	3年以上	5年以上	5年以上
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者			
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>精神保健福祉センター</u> 、 <u>救護施設及び更生施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>地域包括支援センター</u> の従事者			
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者			
	(5) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	(6) 病院、診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する社会福祉主事任用資格者 ・介護職員初任者研修（旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 ・国家資格※1を有する者 ・（1）～（5）に従事した期間が1年以上である者			
	(7) その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者			
直接支援業務	(8) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>病院又は診療所の療養病床</u> の従業者	3年以上	5年以上	8年以上
	(9) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> の従業者			
	(10) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者			
	(11) <u>特例子会社</u> 、 <u>重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所</u> の従業者			
	(12) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	(13) その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）			
有資格者※2	有資格者とは、 直接支援業務 の従事者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する 社会福祉主事任用資格者 (2) 介護職員初任者研修 （旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 (3) 保育士 （「直接支援業務」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験への算入不可） (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者			
国家資格※1	以下の国家資格に係る業務に従事した期間が 5年以上 ある者 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理士			

（注）区分「有資格者」及び区分「国家資格」の場合、区分「相談支援業務」と区分「直接支援業務」との通算は可

【相談支援業務】

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務】

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童(満18歳に満たない者)につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

実務経験に関するQ&A

質 問	回 答	出典
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる(ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない)。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。	主管課長会議資料(平成18年8月24日)相談支援事業関係Q&A
○実務経験証明書は原本の提出が必要か。	写しの提出で可 ※証明した法人に証明内容について確認する場合があります。	
○社会福祉主事任用資格(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者)とは何か。	厚生労働省ホームページ 「社会福祉主事任用資格の取得方法」参照	
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。	主管課長会議資料(平成18年8月24日)相談支援事業関係Q&A
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算5年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として5年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ3年以上の障害児支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。	平成18年6月23日厚生労働省事務連絡
○1年以上の実務経験とはどのように考えるか。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。 例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。	平成18年6月23日厚生労働省事務連絡
○相談支援専門員の要件となる実務経験等について、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。	平成25年2月22日相談支援関係Q&A問15

(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条）

次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② **社会福祉士**の資格を有する者
- ③ **精神保健福祉士**の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による**大学（短期大学を除く）**の学部で、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学**を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による**大学（短期大学を除く）**の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による**大学院**において、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科**又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**
- ⑧ 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、**2年以上児童福祉事業（下記参照）に従事したもの**
- ⑨ 学校教育法の規定により、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者**であって、都道府県知事が**相当と認めたもの**

※教員免許は、第一種・第二種・専修や教科は問わない（養護教諭・栄養教諭は含まない）

- ⑩ **3年以上児童福祉事業（下記参照）に従事した者**であって、都道府県知事が**相当と認めたもの**

※④、⑥、⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書等を提出してください。

※⑧の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した等については卒業証明書等の提出が必要です。

※⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格だけでは、児童指導員にはなりません。

【実務経験について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば3年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が540日以上であることをいう。（90日×6年＝540日でも可）

児童福祉事業（本市取扱）

- 第一種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号）

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

- 第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号）

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又

は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、幼保連携型認定こども園

(4) 機能訓練担当職員

資格要件	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員</p> <p>(主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。)</p> <p>心理担当職員とは次のいずれも満たす者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいいます。</p> <p>① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p> <p>② 個人及び集団心理療法の技術を有する者</p> <p>※大学もしくは大学院の成績証明書及び卒業証明書を提出して下さい。</p> <p>※臨床心理士（認定資格）、臨床発達心理士（認定資格）、公認心理師（国家資格）の資格を有する者は、上記①及び②を満たす者とします。（認定心理士は含まない）</p>
業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(5) 看護職員

資格要件	保健師、助産師、看護師、准看護師
業務	日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う。

4. サービス別の基準

(1) 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

①主として重症心身障がい児以外を通わせる場合

【人員基準】

職種名	配置条件
管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
児童発達支援 管理責任者	1人以上は常勤かつ専任(障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可)
児童指導員又 は保育士	① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○ 障害児の数が10人まで：2人以上 ○ 10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・ 機能訓練担当職員・看護職員について、サービス提供時間を通じて専従で配置されている場合は、上記の合計数に含めることが可能 ・ 機能訓練担当職員・看護職員の数合計に含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。 ・ 上記の人員基準(必要人数)に含めた看護職員は医療的ケア区分の算定に必要な員数には計上できない。
機能訓練担当 職員	機能訓練を行う場合は、その時間帯のみ配置(必要に応じて配置)
看護職員	医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 ・ 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。 <u>【参考】令和3年5月19日厚労省事務連絡「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて (Vol.2)」</u>

【設備基準等】

設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品(鍵付き書庫等)等を備えること。 発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えること。 他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ等が必要 専ら当該児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可) 発達支援室は、有効面積で概ね3㎡/人を目安とする。
利用定員	10人以上

②主として重症心身障がい児を通わせる場合

【人員基準】

職種名	配置条件
管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
児童発達支援 管理責任者	1人以上(常勤要件なし) 障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
嘱託医	1人以上(常勤要件なし)
児童指導員又 は保育士	1人以上(単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※1)
看護職員	1人以上(単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※1)
機能訓練担当 職員	1人以上(機能訓練を行わない時間帯は配置しなくて可) ※2

※1 「障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&A(令和6年5月17日事務連絡)の問19を参照

※2 重症心身障がい児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練担当職員を配置しないことは想定されていない。

【設備基準等】

設備基準	①主として重症心身障がい児以外を通わせる場合と同じ
利用定員	5人以上

○人員を満たす場合、満たさない場合の例示
放課後等デイサービス(重症心身障害児を除く)

平日(学校終了後)		休日(土)	
営業時間	14:00~18:00(4H)	営業時間	9:00~17:00(8H)
常勤勤務時間	9:00~18:00(8H) …①	常勤勤務時間	9:00~18:00(8H) …①
非常勤勤務時間	13:00~18:00(5H) …②	非常勤勤務時間	9:00~17:00(7H) …②

【例】放課後等デイサービス、定員10名、開所日：月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	火	水	木	金	土	日	月	火
児(常)	①	①	①	①	①	—	—	有休	①
保(非)	②	—	有休	—	②	②	—	②	②
保(非)	—	②	—	②	—	②	—	②	—
利用者数	10	10	10	10	11	10	—	10	10
可否	○	○	×	○	×	○	—	○	○

※定員を超えた受入れは禁止されているが、やむを得ない事情で11人を受け入れた場合(5日)、
利用人数に応じて配置すべき基準人員は3人となるため、基準を満たさない。

※常勤職員が週休日や有休等により不在となる場合(6日と8日)、サービス提供時間に配置できる非常勤職員が2人いれば基準を満たす。

※非常勤職員が有休等により欠けた場合(3日)、基準人員2人の職員を配置する必要があるため、基準を満たさない。

(2) 児童発達支援センター

※令和6年4月1日より、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化

（経過措置として、令和9年3月31日までの間、旧の人員基準での運営が可能）

人員基準	職種名	必要員数	
	管理者	1人以上	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
	児童発達支援管理責任者	1人以上	・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
	嘱託医	1人以上	・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	児童指導員及び保育士	それぞれ 1人以上	・単位ごとに、総数(※)がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上(障害児の数が30人の場合: $30 \div 4 = 7.5 \div 8$ 人となり、それぞれ1人以上、あわせて8人以上の配置が必要) ※児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数(このうち、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない)
	栄養士	1人以上	・40人以下の場合は置かなくても可 ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	調理員	1人以上	・調理業務の全部を委託する場合は置かなくても可 ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員)	—	・機能訓練を行う場合に配置 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	—	・医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合は、配置が必要 ※医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行わせる場合は置かなくても可 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	肢体不自由児に対して治療を行う場合		
上記従業者に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員			
設備基準	発達支援室	・定員はおおむね10人 ・障害児1人あたりの床面積(有効面積): 2.47㎡以上	
	遊戯室	・障害児1人あたりの床面積(有効面積): 1.65㎡以上	
	その他	・屋外遊戯場(付近にある代替場所を含む)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室、その他必要な設備及び備品等 ・肢体不自由児に治療を行う場合は、医療法に規定する診療所として必要な設備	
	上記の設備は、専ら当該児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は、診療所として必要な設備を除き、併設の他の社会福祉施設と共用可)		
利用定員	10名以上		

(3) 居宅訪問型児童発達支援

人員基準	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)	
	従業者	児童発達支援管理責任者	・ 1人以上 (うち1人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者)
		訪問支援員	・ 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は、児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、 3年以上、直接支援業務に従事した者
設備基準	専用の区画	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。	
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること	
	必要な設備及び備品	必要な設備及び備品(鍵付き書庫)等を備えること 手指洗浄のための設備等、感染症予防に必要な設備等	

(注) 同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

(4) 保育所等訪問支援

① サービス内容

保育所等(保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設)に通う障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

② 指定基準

人員基準	従業者	訪問支援員	・ 事業規模に応じて必要な数 ・ 障害児支援に関する知識及び相当の経験 (本市では、障害児支援事業に2年以上従事していることを目安とする)を有する児童指導員、保育士、理学・作業療法士又は心理担当職員等であって、 集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
		児童発達支援管理責任者	・ 1人以上(うち1人以上は専任) ・ 業務上支障がない場合は、訪問支援員又は管理者との兼務は可 ※1
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ※1	
設備基準	居宅訪問型児童発達支援と同じ		

※1 同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

(5) 基準該当事業所（児童福祉法第21条の5の4）

指定障害児通所支援事業所に準ずるものとして、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業については、「基準該当通所支援」として認められる場合があります。

「基準該当通所支援」とは、指定障害児通所支援事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例障害児通所給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

※基準該当の基準については、以下の省令を参照して下さい。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

(6) 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成30年4月1日～）

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害児通所支援事業の指定を受ける場合、指定障害児通所支援事業の指定と同様の手続が必要です。但し、省略できる書類もございますので、詳しくは神戸市ホームページに掲載しております「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。

種別 (ア)	指定事業所 (イ)	人員基準 (従業員数)	設備基準	その他							
共生型 児童発達支援 / 共生型 放課後 等デイ サービス	生活介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の合計数であるとした場合における(イ)として必要とされる数以上	(イ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 ・障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る仕切りは不要。 							
	通所介護/ 地域密着型 通所介護		(イ)の食堂及び機能訓練室の面積を(ア)及び(イ)の利用者の合計数で除した面積が有効面積で3㎡以上								
	小規模多機能型居宅介護/ 看護小規模多機能型居宅介護/ 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の通いサービス利用者数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準63条もしくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること	居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること ・登録定員は29人以下 ※サライト型小規模多機能型居宅介護事業所等は18人以下 ・通いサービスの利用定員は登録定員の1/2から15人まで 登録定員が25人を超える場合は以下の利用定員以下 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26/27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26/27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員										
26/27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

IV その他留意事項

1. 利用定員の遵守

基準省令において、「利用定員及び発達支援室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。」と定められています。やむを得ない事情がある場合でも、利用人数に応じた基準人員の配置（利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること）が必要です。

2. 報酬算定

(1) 児童指導員等加配加算（児発・放デイ）

- ・常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、**給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え**、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を**常勤換算で1名以上**配置しているものとして市長に届け出た事業所について加算するもの。

区分		資格等
児童指導員等	常勤・専従 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員
	常勤・専従 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士、手話通訳者 ・特別支援学校免許取得者
	常勤換算 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
	常勤換算 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
その他の従業者		<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員 ・障害福祉サービス経験者 ・その他の直接処遇職員

- ・算定する報酬区分が異なる職種や経験年数の従業者で常勤換算を満たす場合は、低い区分の単位を算定。
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む※）に従事した経験年数とする。
※児童指導員任用資格の児童福祉事業には含まれない
- ・**経験年数は、資格取得又はその職種として配置される以前の経験も含むことができる。**
- ・管理者と児童指導員等を兼務している者は、「専従」要件を満たさない。
- ※常勤換算で1名以上配置されていた場合でも、児童発達支援管理責任者が欠如又は基準人員が不在の日は、「給付費の算定に必要となる従業者の員数」を満たしていないため、加算の算定ができない。
- ※定員を超過して受け入れる事業所については、基準人員の増員により加配職員（常勤換算する時間）が不足し、加算を算定できなくなるケースがあるため、請求する際には要件を満たしているか、必ず確認すること。（届出をただけでは算定不可。実績に応じて算定すること。）

○児童指導員等加配加算の算定可否の例示
 放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く）

平日（学校終了後）		土曜（学校休業日）	
営業時間	11:00～17:00（6H）	営業時間	9:00～17:00（8H）
常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①	常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①
非常勤勤務時間	11:00～17:00（6H）…②	非常勤勤務時間	9:00～17:00（7H）…②

【例1】週6日開所する場合、もしくは常勤専従の加配人員が休暇を取得する場合（定員10名）

保育士2名（常勤専従・経験5年以上）、児童指導員2名（非常勤専従・経験5年未満）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7	月の勤務時間	計	
	月	火	水	木	金	土	日		基準人員	加配職員
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—	160		
保1(常)	—	①	①	①	①	①	—	160	160	
児1(非)	②	②	②	—	②	②	—	120	120	
児2(非)	②	—	—	②	—	—	—	40	40	
保2(常)	①	①	①	有休	①	—	—	160		160
利用者数	10	10	10	10	10	10	—			
可否	○							—	常勤専従・5年以上	

- ・土曜日に加配人員が配置されていなくても、常勤専従職員が1名配置されており、加算算定可
- ・常勤職員の場合、病欠や年休（有給休暇等）、休職の時間については、**経月で1月を超えない場合は常勤職員として勤務したものとみなすことができるため、加算算定可**

【例2】常勤換算の加配人員が休暇を取得する場合 開所日週5日（定員10名）

保育士1名（常勤専従）、児童指導員2名（非常勤専従）、理学療法士1名（非常勤専従）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7	月の勤務時間	計	
	月	火	水	木	金	土	日		基準人員	加配職員
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—	160		
保(常)	①	①	①	①	①	—	—	160	160	
児1(非)	②	②	②	②	②	—	—	120	120	
児2(非)	②	②	②	②	②	—	—	120		120
理(非)	有休	—	—	有休	—	—	—	36		36
利用者数	10	10	10	10	10	—	—			
可否	×							—	不可	

- ・非常勤職員の病欠や年休（有給休暇等）、休職は常勤換算に含まれないため、加配人員の勤務時間が月合計で156時間となり、常勤換算 $(120+36h) \div 160h = 0.97$ 名で1名に満たないため、加算算定不可

【例3】報酬区分の異なる職種で常勤換算1名を満たす場合 開所日週5日（定員10名）

保育士1名（常勤）、児童指導員2名（非常勤専従・経験5年以上）、保育士1名（非常勤専従・経験5年未満）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7	月の勤務時間	計		
	月	火	水	木	金	土	日		基準人員	加配職員	
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—	160			
保(常)	①	①	①	①	①	—	—	160	160		
児1(非)	②	②	②	②	②	—	—	120	120		
児2(非)	②	②	②	②	②	—	—	120		120	
保(非)	②	—	—	②	—	—	—	48		48	
利用者数	10	10	10	10	10	—	—	常勤換算・5年未満			
可否	○										

- ・ 児童指導員（経験5年以上）と保育士（経験5年未満）で、経験年数の異なる職員の合計勤務時間で常勤換算1名以上を満たす場合、報酬単価の低い、5年未満の区分で加算算定可

【例4】基準人員欠如の場合 開所日週5日（定員10名）

保育士2名（常勤専従）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者1名（常勤専従・経験5年未満）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7	月の勤務時間	計	
	月	火	水	木	金	土	日		基準人員	加配職員
児発管(常)	欠如	①	①	①	有休	—	—	160		
保1(常)	①	①	①	①	①	—	—	160	160	
保2(常)	①	有休	①	①	①	—	—	160	152	
強行(常)	①	①	①	有休	①	—	—	160		160
利用者数	10	10	11	10	10	—	—	常勤換算・5年未満		
可否	×	×	×	○	○					

- ・ 1日は児童発達支援管理責任者が欠如しており、「給付費の算定に必要なとなる従業員の員数に加え」という要件を満たしていないため、加算算定不可
- ・ 2日は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者は基準人員として配置できないため、基準人員が1人のみとなり、加算算定不可
- ・ 3日は、受入れが11人であり、基準人員（必要：3人）が2人しかおらず、基準人員が欠如しているため、算定不可

(2) 専門的支援体制加算（児発・放デイ）

- ・指定通所支援事業所において、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、障害児通所支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる児童指導員等又はその他の従業者を含む。）に加え、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして届け出た事業所について加算するもの。
- ・個別支援計画を作成していない場合は算定不可
- ・加算算定可否の基本的な考え方は、児童指導員等加配加算の例示と同様

資格等
<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 ・保育士（保育士として<u>5年以上児童福祉事業に従事したもの※</u>に限る） ・児童指導員（児童指導員として<u>5年以上児童福祉事業に従事したもの※</u>に限る） ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者

※ 保育士又は児童指導員の資格取得・任用から5年900日以上の児童福祉事業の経験が必要。

なお、児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園は含まれるが、特別支援学校、特別支援学級及び通級の教育経験は含まれない。（児童指導員等加配加算と異なるので留意）

(3) 専門的支援実施加算（児発・放デイ）

- ・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
- ・加算の算定にあたり、配置すべき従業者は、事業者と雇用契約を締結して配置されているもの等を指し、外部から派遣されたものにより所定の支援を行った場合は、算定不可
- ・専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可。
- ・専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること。
- ・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ・計画の作成・見直しにあたり、対象児及び保護者に対し説明し、同意を得ること。

算定限度回数	月利用6日未満	月利用12日未満	月利用12日以上
児童発達支援	4回		6回
放課後等デイサービス	2回	4回	6回

(4) 欠席時対応加算（児発・放デイ）

利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該児童の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回（主として重症心身障害児を通わせる場合は、1月につき当該指定通所支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は8回）を限度として、所定単位数を算定

- ・利用を中止した日の前々日、前日、当日に連絡があった場合算定可。

- ・欠席連絡のみでは算定不可（電話等での状況確認、相談援助、記録が必要）
- ・欠席日に利用者が他事業所を利用した場合は、算定不可

(5) 開所時間減算（児発、放デイ）

放課後等デイサービスは授業終了後に行うものを除く。

運営規程に定める営業時間が6時間未満4時間以上	所定単位数の100分の85
運営規程に定める営業時間が4時間未満	所定単位数の100分の70

○運営規程に定める「営業時間」

事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間。

○サービス提供時間（支援提供時間）

児童に直接支援を提供する時間。個々の児童によって必要な支援の時間は異なり、個別支援計画において定める。標準的なサービス提供時間を運営規程で定めておく必要がある。

送迎時間は支援の提供時間に含まれない。

サービス提供時間は30分以上とする（30分未満は原則、算定不可）

<報酬算定区分>

区分1	個別支援計画に定められたサービス提供時間が30分以上1時間30分以下
区分2	個別支援計画に定められたサービス提供時間が1時間30分超3時間以下
区分3	個別支援計画に定められたサービス提供時間が3時間超5時間以下 (放課後等デイサービスは、休業日※に限り、算定可)

※放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、以下のことをいう。

- ・学校教育法施行規則に基づく休業日（公立学校は、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えばインフルエンザ等により臨時休校の日）

(6) 延長支援加算（児発、放デイ）

- ・延長支援を必要とする理由と延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行う
- ・算定は、実際に要した延長支援時間による（利用者都合、事業者都合問わず）
- ・ただし、計画に定めた時間を超える場合は、計画に定めた時間による
- ・営業時間外においても算定可。延長支援時間に送迎時間は含まれない。

原則：1時間以上2時間未満、2時間以上のいずれか

例外：30分以上1時間未満（利用者都合で1時間未満となった場合に限り算定可）

○主として重症心身障害児以外を対象とする事業所

- ・運営規程に定める営業時間が6時間以上（放デイの授業終了後に行うものを除く。）であり、最長の支援時間区分（5時間（放デイの学校終了後は3時間））の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定

<個別支援計画で定めた提供時間が5h（放デイ3h）以下の場合、算定不可>

- ・延長支援が必要な理由を個別支援計画に記載し、あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ・延長時間帯に職員を2以上配置していること。

うち1以上は基準に置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）とすること
医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること

- ・支援の前後ともに行う場合は、延長支援時間はいずれも1時間以上とすること。

○主として重症心身障害児を対象とする事業所及び共生型事業所

- ・運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を行った場合に算定

報酬算定の具体例

<基本報酬>

○個別支援計画で定めた提供時間よりも、実際に支援した時間が短くなった場合

- ①利用者都合の場合（学校授業延長や道路渋滞など事業所に起因しない事情を含む）
→個別支援計画に定めた提供時間の時間区分で算定（30分未満でも算定可）
- ②事業所都合の場合
→実際に支援した時間の時間区分で算定（30分未満は算定不可）

○個別支援計画で定めた提供時間よりも、実際に支援した時間が長くなった場合

- 利用者都合、事業所都合、いずれも、個別支援計画で定めた提供時間の時間区分で算定

○個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合

- 個別支援計画が未作成の場合や、当初利用予定がなかった日に支援を提供する場合などは、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定

<延長支援加算>

○例1

個別支援計画に位置付けた支援時間（14：00～17：00の3時間）で、利用者都合により、開始時間が15：00からとなった場合、

- 利用者都合により、計画に定めた提供時間よりも実際に支援した時間が短くなった場合、基本報酬は計画に定めた時間区分で算定。延長支援加算も実際に支援した時間で算定可能

○例2

個別支援計画で、9：00～11：00を延長支援時間、11：00～17：00を支援時間としていたが、10：45に体調不良で急遽帰宅した場合

- 延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提として評価するため、基本報酬を算定できない場合、延長支援加算の算定は不可

○例3

個別支援計画が9：00～14：00（5h）、延長支援計画14：00～15：30（1.5h）

実利用時間9：00～17：00（延長3h）

- 延長加算1h以上2h未満（実利用時間が計画時間を超えても、計画に定める時間で算定）

○例4

個別支援計画が9：00～14：00（5h）、延長支援計画14：00～16：00（2h）

実利用時間9：00～15：00（延長1h）

- 延長加算1h以上2h未満（実利用時間が計画時間より短い場合は、実利用時間で算定）

○例5

（児童発達支援）

個別支援計画が8：30～11：30（3h）、実利用時間8：30～12：30（4h）

- 基本報酬区分 1.5h超3h以下（計画の提供時間区分）、延長支援加算対象外（5h以下）

(放デイ)

個別支援計画が 16:00~17:00 (1h)、実利用時間 15:30~17:30 (2h)

→基本報酬区分 0.5h 超 1.5h 以下 (計画の提供時間区分)、延長支援加算対象外 (3h 以下)

○例 6

個別支援計画が 10:00~15:00 (5h)、延長支援計画 9:00~10:00、15:00~16:00 (2h)

実利用時間 9:40~15:45 (延長支援 前 20 分、後 45 分、利用者都合)

→延長加算 0.5h 以上 1h 未満 (支援前は 30 分未満のため支援後との合算不可、後のみ算定可)

(7) 定員超過利用減算

・1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

ア 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員)に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行う。

イ 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行う。

・過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行う。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。

(8) サービス提供職員欠如減算

・人員基準上必要とされる員数(児発管を除く。)から

1 割を超えて減少した場合

→その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで。

1 割の範囲内で減少した場合

→その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

・障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員)について減算される。

・減算が適用される月から 3 月未満の月については、所定単位数の 100 分の 70

・減算が適用される月から連続して 3 月以上の月については、所定単位数の 100 分の 50

(9) 児童発達支援管理責任者欠如減算

・欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月の末日まで(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

・減算が適用される月から 5 月未満の月については、所定単位数の 100 分の 70

・減算が適用される月から連続して 5 月以上の月については、所定単位数の 100 分の 50

(10) 個別支援計画未作成減算

児童発達支援管理責任者による指揮のもと、個別支援計画等が作成されていない場合

- ・減算が適用される月から**3月未満**の月については、所定単位数の100分の70
- ・減算が適用される月から連続して**3月以上の月**については、所定単位数の100分の50

人員欠如の場合の取扱い例示

○サービス提供職員が欠如（1割を超えて減少）した場合

定員10人、基準人員2人のうち1人欠如（5割減）

令和7年4月に基準人員が1人欠如となり、令和7年8月1日に新たに配置された場合

サービス提供年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
基準人員	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
サービス提供職員 欠如減算	減算なし	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	減算なし
児童指導員等加配加 算・専門的支援加算	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定可 ○	算定可 ○

- ・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和7年8月1日に新たに配置できた場合でも、令和7年8月サービス提供分は減算となる。

※サービス提供職員欠如と定員超過利用の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用（留意事項通知 第二 1通則 (13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い）

○児童発達支援管理責任者が欠如した場合

令和7年4月に欠如となり、令和7年10月1日に新たに配置された場合

個別支援計画作成（更新）月が5月の場合（便宜的に利用者全員が同じ条件とする）

サービス提供年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11
児発管	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
児童発達支援管理 責任者欠如減算	減算なし	減算なし	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×50%	減算なし
個別支援計画未作 成減算	減算なし	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	減算なし	減算なし
基本報酬減算 適用割合（※）	減算なし	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×70%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	基本報酬 ×50%	減算なし
児童指導員等加配加 算・専門的支援加算	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定可 ○	算定可 ○

- ・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和7年10月1日に配置できた場合でも、令和7年10月サービス提供分は減算となる。
- ・児童発達支援管理責任者欠如減算の適用及び児童指導員等加配加算算定不可は全利用児童が対象となる。個別支援計画は個別支援計画が作成されていない児童のみが減算となる。

※児童発達支援管理責任者欠如と個別支援計画未作成の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用（令和6年5月17日発行Q&A問14）

V 関連ホームページのご案内

確認事項	様式の掲載ページ
神戸市トップページ	http://www.city.kobe.lg.jp/
事業者の方へのご案内	国・県・神戸市からの通知 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html
神戸市基準	障害福祉サービス事業等の神戸市の基準 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/kobe-kijun.html
指定申請 指定変更申請 給付費等算定届 (加算届、変更届) 廃止届、休止届、再開届	障害児支援事業の指定申請 (事業者向け) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijishien.html
指定更新	障害福祉サービス事業等の指定更新 (事業者向け) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/shinse/shiteikoushin/syougai-koushin-guide.html
業務管理体制整備	業務管理体制の整備に関する届出 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/shinse/gyomukanritaisei.html
処遇改善加算	処遇改善加算 (障害福祉サービス事業者) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/shinse/shogukaizentokutei.html
自己評価結果等公表	自己評価の報告 (障害児通所) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaiifukushi/jikohyoukakouhyou.html